

## 電子証明書の発行申請等の受付に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成15年政令第408号。以下「政令」という。）及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「法」という。）に基づく電子証明書の発行の申請、電子証明書の失効を求める旨の申請及び利用者署名符号の漏えい等があった旨の届出の受付並びに自己の認証業務情報の開示請求及び訂正等の請求の受付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (電子証明書の発行申請手続等)

第2条 法第3条2項及び第22条第2項に規定する申請書は「署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 新規発行／更新申請書」（様式第1号）とする。

2 前項に規定する申請書を提出する者は、次の各号に掲げる場合、住所地以外の市区町村（以下「経由地市区町村」という。）を経由して提出することができる。このとき、経由地市区町村で提出された申請書をもとに「署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 新規発行／更新申請書」（様式第1号）を職員が記載することとする。

(1) 法人が、当該事務所、事業所その他これに準ずるものにおいて、2以上の交付申請書を取りまとめたとき。

(2) 交付申請者がDV、ストーカー行為等、児童虐待その他これに準ずる行為の被害者で、その生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、市外に居住しているとき。

3 第1項の届出を自ら提出することができないときは、代理人により提出することができる。この場合、申請者本人から第1項の届出を委任された事実が確認できる委任状（署名又は記名押印があるものに限る。）の提示を受けることにより、代理人の代理権を確認する。

4 第1項の届出を任意代理人が提出するときは、次条第1項の各号に掲げる書類の提示を受けることにより、代理人の本人性を確認する。

5 前2項の規定に関わらず、15歳未満の者又は成年被後見人の利用者証明用電子証明書の発行又は更新を申請する場合は、その法定代理人が申請しなければならない。

6 前項の申請があった場合は、15歳未満の者の法定代理人にあつては、市の公簿により確認できる場合を除き、戸籍謄本の提示を受けることにより親権者であることを確認し、成年被後見人にあつては、登記事項証明書の提示を受ける等により代理権を確認する。法定代理人の本人性の確認は、次条第1項に掲げる書類のうち1点又は次条第2項に掲げる書類のうち2点若しくは次条第2項に掲げる書類のうち1点及び次条第3項に掲げる書類のうち1点とする。

7 15歳未満の者及び成年被後見人は、署名用電子証明書の発行申請を行うことができない。ただし、15歳未満の者については、法定代理人が同行し、本人及び法定代理人両

者の申請の意思が確認できた場合はこの限りではない。この場合、法定代理人の代理権及び本人性の確認は前項に準じ、本人の本人性の確認は次条に準じる。

(電子証明書の交付)

第3条 省令第5条第1項第1号、同条第2項第1号、第41条第1項第1号、同条第2項第1号の規定する書類及び市長が適当と認めるものは、次の各号に掲げるいずれかの書類（有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。）とする。

- (1) 運転免許証
- (2) 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）
- (3) 旅券
- (4) 身体障害者手帳
- (5) 精神障害者保健福祉手帳（顔写真有のものに限る。）
- (6) 療育手帳
- (7) 在留カード（顔写真有のものに限る。）
- (8) 特別永住者証明書（特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含む。）
- (9) 一時庇護許可書
- (10) 仮滞在許可書
- (11) 住民基本台帳カード（顔写真有のものに限る。）
- (12) 個人番号カード
- (13) 電気工事士免状
- (14) 無線従事者免許証
- (15) 動力車操縦者運転免許証
- (16) 運航管理者技能検定合格証明書
- (17) 宅地建物取引士証
- (18) 船員手帳
- (19) 戦傷病者手帳
- (20) 海技免状
- (21) 教習資格認定証
- (22) 検定合格証（顔写真有のものに限る。）
- (23) 官公署がその職員に対して発行した身分証明書（顔写真有のものに限る。）
- (24) 猟銃・空気銃所持許可証
- (25) 特種電気工事資格者認定証
- (26) 認定電気工事従事者認定証
- (27) 耐空検査員の証
- (28) 航空従事者技能証明書
- (29) 小型船舶操縦免許証

2 省令第5条第1項第2号、同条第2項第2号、第41条第1項第2号及び同条第2項

第2号の規定により市長が適当と認めるものは、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

- (1) 前項に規定する書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類
- (2) 国民健康保険被保険者証
- (3) 健康保険被保険者証
- (4) 船員保険被保険者証
- (5) 介護保険被保険者証
- (6) 後期高齢者医療被保険者証
- (7) 共済組合員証
- (8) 年金手帳
- (9) 各種年金証書
- (10) 恩給証書
- (11) 学生証
- (12) 法人が発行した身分証明書
- (13) 生活保護受給に係る証明書
- (14) 基礎年金番号通知書
- (15) 精神障害者保健福祉手帳（顔写真無のもの。）
- (16) 在留カード（顔写真無のもの。）
- (17) 住民基本台帳カード（顔写真無のもので暗証番号を照合できる場合に限る。）
- (18) 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
- (19) 一部負担金相当額等一部助成医療証等官公署が発行した医療費助成又は手当等に係る受給者証

3 法定代理人の本人性を顔写真無の本人確認書類2点で確認する場合、1点は次の各号に掲げるいずれかの書類でも確認できるものとする。

- (1) 住民名義の預金通帳
- (2) 豊中市立図書館の利用者カード
- (3) 住民票コード通知票
- (4) 医療機関の診察券
- (5) キャッシュカード
- (6) クレジットカード
- (7) 交通機関の定期券
- (8) 成人識別ICカード t a s p o
- (9) 運転経歴証明書（平成24年3月31日までに交付されたもの。）

4 前3項に掲げる書類の提示を受けたときは、書類を複写し、申請書と共に保存する。

5 第1項第11号又は第12号の書類の提示を受けたときは、暗証番号の照合をし、当該申請書に記載された基本4情報により申請者が住民基本台帳に記録されているか否か

及びカードの運用状況を確認する。

- 6 省令第5条第1項第2号、同条第2項第2号、第41条第1項第2号及び同条第2項第2号の規定により、市長が適当と認める方法は、市職員による送達とする。
- 7 代理人が回答書を提出するときは、暗証番号を知り得ることのないよう、暗証番号を記入した用紙を、封筒に封入、封緘する措置を講じさせなければならない。その際に使用する用紙は、暗証番号設定依頼書とする。この場合、暗証番号は、市職員が設定する。
- 8 前条第1項の届出に係る省令第5条第1項第2号、同条第2項第2号、第41条第1項第2号及び同条第2項第2号に規定する回答書は、「署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書 新規発行／更新照会書兼回答書」(様式第2号)とする。
- 9 前条第1項の申請書及び当該手続に係る書類は、電子証明書を発行した日の属する年度から起算して15年間保存する。

(電子証明書の失効)

第4条 法第9条第1項及び同法第10条第1項に規定する申請書は、「署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 失効申請／秘密鍵漏えい等届出書」(様式第3号)とする。

2 前項の届出を行うときは、第2条第3項から第6項及び前条第1項から第7項までの規定を準用する。

3 第1項の届出に係る(法第9条第2項及び同法第10条第2項で準用される。)省令第5条第1項第2号、同条第2項第2号、第41条第1項第2号及び同条第2項第2号に規定する回答書は、「署名用電子証明書 利用者証明用電子証明書 失効申請／秘密鍵漏えい等届出照会書兼回答書」(様式第4号)とする。

4 第1項の申請書及び当該手続に係る書類は、申請日の属する年度から起算して10年間保存する。

5 個人番号カードの返納に伴い電子証明書の失効を申請する場合は、前4項に関わらず「通知カード個人番号カード返納届」(通知カードの交付等に関する要綱様式第6号)と兼ねることができる。この場合においては「通知カード個人番号カード返納届」の受理をもって失効の処理を行う。

6 個人番号カードの紛失・廃止に伴い電子証明書の失効を申請する場合は、第1項から第4項に関わらず「通知カード個人番号カード紛失・廃止届」(通知カードの交付等に関する要綱様式第4号)と兼ねることができる。この場合においては「通知カード個人番号カード紛失・廃止届」の受理をもって失効の処理を行う。

(電子証明書の暗証番号変更等)

第5条 利用者(法第2条第4項に規定する「署名利用者」又は同条第5項に規定する「利用者証明利用者」をいう。以下同じ。)が、電子証明書を記録したICカード(法第3条第4条に規定する電磁的記録媒体をいう。以下同じ)の暗証番号変更、初期化及びロック解除を行うときは、「暗証番号変更・初期化・ロック解除申請書」(様式第5号)

を提出させることとする。

- 2 前項の届出を利用者が行うときは、第3条第1項の各号に掲げる書類を提示させ、又は同条第2項の各号に掲げる書類及び回答書を提示させることにより利用者の本人性を確認する。
- 3 第1項の届出を利用者の法定代理人が行うときは、第2条第6項の規定を準用する。
- 4 第1項の届出を任意代理人が行うときは、代理人の第3条第1項の各号に掲げる書類、委任状（署名又は記名押印があるものに限る。）及び回答書を提示させることにより代理人の本人性の確認及び利用者の意思を確認する。この場合、第3条第7項の規定を準用する。
- 5 前3項の届出を受けたときは、第3条第4項及び同条第5項の規定を準用する。
- 6 第2項及び第4項に規定する回答書は、「暗証番号変更・初期化・ロック解除申請照会書兼回答書」（様式第6号）とし、住民票の住所地へ郵送又は市職員により送達とする。
- 7 第1項の申請書及び当該手続に係る書類は、申請日の属する年度から起算して10年間保存する。

（電子証明書の一時的保留）

第6条 電子証明書を格納したICカードの紛失等により、電子証明書を一時保留する場合は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への電話により申請する。

- 2 前項の規定により行った一時保留を解除する場合、「利用者証明用電子証明書一時保留解除届」（様式第7号）を提出させることとする。ただし、署名用電子証明書は失効させる必要があるため、第4条に規定する方法で失効させる。
- 3 前項の届出を利用者が行うときは、第3条第1項の各号に掲げる書類を提示させ、又は同条第2項の各号に掲げる書類及び回答書を提示させることにより利用者の本人性を確認する。
- 4 前項の届出を利用者の法定代理人が行うときは、第2条第6項の規定を準用する。
- 5 第2項の届出を任意代理人が行うときは、代理人の第3条第1項の各号に掲げる書類、委任状（署名又は記名押印があるものに限る。）及び回答書を提示させることにより代理人の本人性の確認及び利用者の意思を確認する。
- 6 前3項の届出を受けたときは、第3条第4項及び同条第5項の規定を準用する。
- 7 第3項及び第5項に規定する回答書は、「利用者証明用電子証明書一時保留解除届照会書兼回答書」（様式第8号）とする。
- 8 第2項の申請書及び当該手続に係る書類は、申請日の属する年度から起算して10年間保存する。

（自己の認証業務情報の開示請求及び訂正等の請求の手続）

第7条 省令第75条第1項に規定する請求書は、「認証業務情報開示請求書」（様式第9号）とする。

- 2 省令第76条第1項に規定する請求書は「認証業務情報訂正請求書」(様式第10号)とする。
- 3 省令第75条第2項第1号及び第76条第2項第1号の規定により市長が適当と認めるものは、第3条第1項の各号に掲げる書類とする。この場合、第3条第5項の規定を準用する。
- 4 前項の書類の提示を受けたときは、第3条第4項の規定を準用する。
- 5 省令第75条第2項第2号及び第76条第2項第2号の規定により、市長が適当と認める方法は、市職員による送達とする。
- 6 第1項の届出に係る省令第75条第2項第2号及び同条第3項第2項に規定する回答書は、「認証業務情報開示請求/訂正請求照会書兼回答書」(様式第11号)とする。
- 7 第1項の届出を法定代理人が行う場合の代理権及び本人性の確認は、第2条第6項の規定を準用する。
- 8 第1項の申請書及び当該手続に係る書類は、申請日の属する年度から起算して10年間保存すること。

(記録簿)

第8条 電子証明書の交付及びその他の手続を行った者は、電子証明書受付台帳に記入する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月4日から実施する。
- 2 この要綱の制定に伴い、電子証明書の発行の申請等の受付に関する要綱(平成16年1月29日施行)を廃止する。
- 3 この要綱は、平成30年8月1日から実施する。